

平成23年度

# スポーツ安全保険 一部改定のご案内

当協会では、平成17年の保険業法の一部改正に伴い、共済見舞金制度(突然死に対する補償部分)の継続が困難との見通しであったため、検討を重ねて参りました。

このたび、平成23年度スポーツ安全保険(保険期間:平成23年4月1日～平成24年3月31日)より、突然死に対する補償部分について、次のとおり改定を実施することになりましたので、ご案内いたします。

突然死に対する補償を、今後も安定的に実施するための措置ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 改定内容

### 平成22年度まで

スポーツ安全協会が運営する「共済見舞金制度」として、突然死の事実に基づき180万円の見舞金を給付

### 平成23年度から

「突然死葬祭費用保険」として、被保険者の突然死に際し、親族が負担した葬祭費用<sup>※1</sup>について180万円を限度として補償

※1 葬祭費用とは、通夜、火葬、戒名料、お布施、献花、埋葬、石塔、墓石、墓地、仏壇、香典返し等、葬祭に要した一切の費用をいいます。

なお、当改定に伴う掛金の変更はありません。

詳しくは2月末にお送りする「満期のご案内」に同封の「平成23年度スポーツ安全保険のあらまし」をご確認ください。

当ホームページからの平成23年度の各種資料のご請求受けは2月18日(金)からの予定です。